

広島県告示第四百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県庄原市口和町湯木、同市口和町永田、同市口和町常定及び同市口和町金田地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項
伊与谷（四〇二八―一）	急傾斜地の崩壊	伊与谷（四〇二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊与谷（四〇二八―二）	急傾斜地の崩壊	伊与谷（四〇二八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根（一三八〇七）	急傾斜地の崩壊	岩根（一三八〇七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根（一三八〇八）	急傾斜地の崩壊	岩根（一三八〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根（一三八〇九）	急傾斜地の崩壊	岩根（一三八〇九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一日市（四〇二五―一）	急傾斜地の崩壊	一日市（四〇二五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一日市（四〇二五―二）	急傾斜地の崩壊	一日市（四〇二五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一日市（四〇二六）	急傾斜地の崩壊	一日市（四〇二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川平(二三 八二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川平(二三 八二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
中野谷(二 三八一八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	中野谷(二 三八一八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
峰双(四〇 三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	峰双(四〇 三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
峰双(一六 七八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	峰双(一六 七八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(四三 二七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(四三 二七一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(四三 二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(四三 二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大久保(一 三八二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大久保(一 三八二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大久保(二 三八二八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大久保(二 三八二八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(四〇 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(四〇 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(四〇 三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(四〇 三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(二三 二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(二三 二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(二三 八三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(二三 八三七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(二三 八四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(二三 八四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(二三 八三九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(二三 八三九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷(二三 八四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本谷(二三 八四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下金田(四 〇四二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下金田(四 〇四二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

永田（五八） ）	藤根⊖（五 二二五）	藤根（五二 二七）	中野谷（八 八八九）	川平（八八 九〇）	川平（八八 九〇隣）	常定（八八 四六）	常定（八八 四六隣b）	常定（八八 四六隣a）	本谷⊖（五 二一七）
地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	藤根⊖（五 二二五）	藤根（五二 二七）	中野谷（八 八八九）	川平（八八 九〇）	川平（八八 九〇隣）	常定（八八 四六）	常定（八八 四六隣b）	常定（八八 四六隣a）	本谷⊖（五 二一七）
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。